

要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成及び 訓練の実施の徹底について

法改正の経緯

- ・ 令和2年7月の熊本豪雨で熊本県玉磨村の特別養護老人ホーム千寿園の利用者65名中14名が亡くなった。
- ・ 避難計画を作成し、訓練を実施していた。
 - － 浸水被害が今までなかったことから、大きな水害を想定していなかった
- ・ この被災を受けて、

『水防法』及び『土砂災害防止法』

令和3年7月改正

改正のポイント → 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域に所在する施設

① **避難確保計画の作成義務化**、**市町村へ訓練結果の報告が義務化**

② 避難確保計画や訓練結果の報告を受けた市町村が所有者又は管理者に
対して助言・勧告する支援制度の創設

<要配慮者利用施設の避難確保計画に係る参考情報のサイト>

<国土交通省>

【水害関係】

- ・ 掲載場所：国土交通省ホームページ

→「政策情報・分野別一覧」中の「水管理・国土保全」（左下にあります）

→「防災」

→「防災」中の「災害から身を守るために事前に知っておくべき知識」

→「風水害」中の「自衛水防（地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場での対策等）」

→「要配慮者利用施設の浸水対策」

URL：<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

【土砂災害関係】

- ・ 掲載場所：国土交通省ホームページ

→「政策・法令・予算」（上側にあります）

→「（2）政策情報・分野別一覧」中の「水管理・国土保全」

→「砂防」

→「【3】災害リスク情報の調査・公表」中の「要配慮者利用施設の避難確保計画」

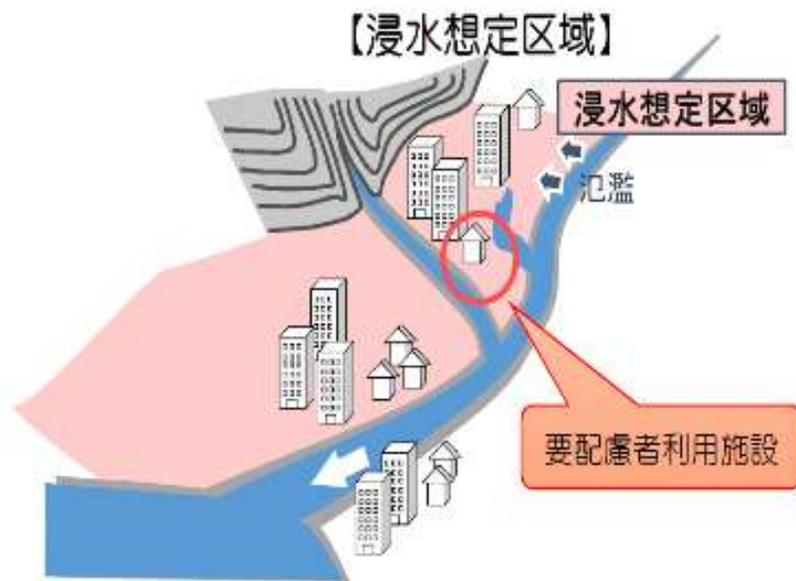
URL：https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_tk_000052.html

<青森県庁>

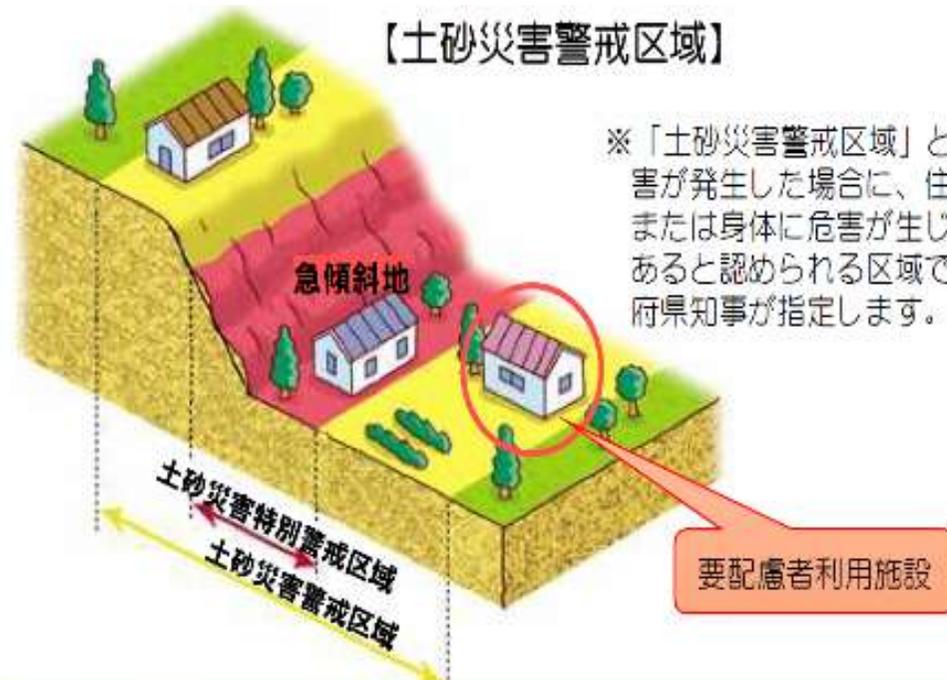
- ・ 掲載場所：青森県庁ホームページ

→組織でさがす> 県土整備部> 河川砂防課> 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について（土砂災害警戒区域内、浸水想定区域内などに立地する施設）

URL：https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kasensabo/doshasaigai_hinankakuhokeikaku.html



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮
を要する方々が利用する施設で
す。

例えば

(社会福祉施設)

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

(学校)

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

(医療施設)

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

(参照元：国土交通省HP「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等に関するパンフレット」(平成29年6月作成))

1

避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省
水管理・国土保全局のホームページに掲載して
いますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制 ➢ 避難誘導 ➢ 施設の整備 ➢ 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。



2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。



3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらおうなど、**多くの方々**が避難訓練に参加することで、**避難訓練の効果**が期待されます。

- ハザードマップに基づいて安全な避難経路を確保し、**避難区域**な**重要**

訓練の結果を市町村へ報告！！
お忘れなきようお願いいたします。



- 訓練終了後は、AAR（訓練の振り返り）が何より重要
 - ①何をしようとしていた？（目標） ②実際どうだった？（実行）
 - ③なぜそうなった？（検討） ④次はどう改善する？（改善）